

第 17 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年2月17日

閉 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年2月17日（木曜日）

午後1時33分開議

午後2時14分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 与党水俣病問題PT会議の結果報告等
について
- (2) その他

出席委員（12人）

委員 長 西 岡 勝 成
副委員 長 前 川 收
委員 松 村 昭
委員 小 杉 直
委員 早 川 英 明
委員 馬 場 成 志
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 鎌 田 聡
委員 吉 永 和 世
委員 福 島 和 敏
委員 重 村 栄

欠席委員（2人）

委員 倉 重 剛
委員 児 玉 文 雄

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 駒 崎 照 雄

環境政策課長 植木野 史 貴

環境保全課長 福 留 清 秀

水環境課長 小 嶋 一 誠

首席環境生活審議員兼

水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午後1時33分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第17回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

お忙しい中に委員の先生方には急遽お集まりをいただきましてお礼を申し上げます。

議論に入ります前に、前回の委員会以降の経過につきまして、後ほど執行部からの説明がありますが、私の方から簡単に報告をさせていただきます。

まず、昨年12月25日に開催いたしました前回の委員会で、全会一致で採択されました水俣病被害者救済の早期実現に関する要望書につきましては、年明け早々の1月7日に、私と前川副委員長が、園田座長を初め環境省や関係国会議員の方々へ持参をいたしました。

要望書の写しをお手元に別紙1ということで配付をしておりますが、水俣病被害者救済の早期実現を最優先で図ること、仮に分社化を検討するとしても、原因者負担の原則に基づく患者補償の完遂と地域経済社会の安定と発展を図ること、そして現在示されている分社化の素案については数点の問題点があるので、今後の議論の中でそれらを確実に払拭していただきたいと強く要望をいたしました。

次に、2月13日の与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの会議に私が出席をいたしました。

今回の与党PTの会議においては、水俣病問題の最終的包括的解決の方向性について議論が行われました。

私の方からは、与党PTで整理された方向性の案の中で、分社化については、関係県等の意見を聞いて、その懸念を払拭するよう十分調整をすとなっており、私どもの、先ほど申し上げました要望に御配慮いただいたと受けとめております。しかし、地元の感覚といたしまして、株売却の時期について、3年程度を目途にという文言が入っていることが地元の不安をあおることにならないか大変心配していると意見を申し上げ、園田座長からは、3年というのは、法律に書くのではなく、一応の目安であるとの話がありました。

以上、報告でございます。

それでは、議題に入ります。

説明資料に基づきまして、谷崎水俣病保健課長及び楢木野環境政策課長に説明をお願いいたします。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

最初に、資料の確認をさせていただきますが、本日の委員会資料と、それから、今委員長の方からも話がありましたが、別紙として1から4までの資料を添えさせていただきます。御確認をお願いいたします。

それでは、委員会資料の1ページをまずお願いいたします。

まず、前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯について御報告をいたします。

1月7日に、先ほども委員長の方からお話がありましたように、正副委員長の方で、与党PT及びその環境省に対して、水俣病被害者救済の早期実現に関する別紙1の要望書によりまして、要望を行っていただいたところでございます。

それから、1月15日には、知事が鹿児島県の伊藤知事と共同で、環境大臣に対しまして、水俣病問題早期解決のための要望、これは別紙2で内容は示させていただきますが、その別紙2で要望を行いました。また、あわせま

して、与党PTの園田座長に対しまして、チッソの分社化の検討に関する要望、別紙3で要望を行わせていただいております。

それから、2月13日ですが、今委員長の方からも御報告ありましたように、与党PTの会議が開催されました。現下の水俣病問題の最終的包括的解決の方向性について示され、了解されたところでございます。これは後ほど御報告をさせていただきます。これが別紙4でございます。

2月15日には、関西訴訟最高裁判決以降では4回目となります認定審査会が開催されております。

2番目でございますが、平成21年2月13日に開催されましたその与党PTの概要について御報告をさせていただきます。

まず、会議の中で示されました現下の水俣病問題の最終的包括的解決の方向性についての内容について、恐れ入りますが、別紙4をごらんいただきたいと思います。それに基づきまして御説明をさせていただきます。

この方向性につきましては、与党PTで園田座長の案として示されまして公開をされたものでございます。

ローマ数字のIでございますが、現下の水俣病問題解決の緊要性に鑑み、次の内容の立法を一体的に行うと。立法化を進めるということでございます。そのうち1つは、被害者の救済の実現のためのものと、もう一つは、分社化の実施を図るためのものというふうに考えております。

まず1つ目でございますが、1で書いてあります、与党PT案を基礎とする救済の実現を図るため、次を前提に所要の特別立法を行うと。

(1)でございますが、その対象者は、公的診断によりまして四肢末梢優位の感覚障害を有すると判定されたもの。(2)でございますが、給付内容及び負担につきましては、一時金1人当たり150万円は、原因企業が負担す

る。医療費、それから医療手当につきましては、国及び県が負担する。(3)給付の仕組みでございますが、基金を設け、これを通じて給付を行う。その際、原因企業の負担については格段の配慮を行うものとする。(4)でございますが、早期にすべての救済を果たす見地から、国、県が連携してこの救済策の実施を速やかに進め、遅くとも3年以内に完了する。

2番でございますが、今回が真に最終解決である旨を明らかにすると。これには、括弧書きで、救済策の終了、認定審査の終了、訴訟の解決等の救済終了手順ということが括弧書きで添えられております。

3番目、確実な補償、救済の実施に必要なチッソの支援と分社化の実施を図る。

(1)従来からの補償に係る支援に加え、今般の新救済策の実施に必要な支援を行うというものでございます。(2)昨年6月に与党PTで示されました自民党水俣小委員会の水俣病被害者補償等の確保に関するPT案を基礎に、関係県等の意見を聞いて、関係県の懸念を払拭するよう十分調整した上で分社化に関する立法を行い、これに従い分社化を行うというものでございます。

その際、分社化後の株式売却は、救済の終了及び市況の好転までという歯どめをかけまして、例示と思いますが、3年程度をめどに暫時凍結するというものでございます。

ローマ数字の2つ目でございますが、今後の進め方としまして、①上記を具体化するための法案の立法作業を進め、関係県、関係省庁と調整する。②救済を求める未認定患者団体、これは、出水の会、芦北の会、それから獅子島の会、不知火患者会と団体でございますが、そういった団体とは十分に意見交換をします。それから、③両県における公的検診等の準備を進める。

以上3点が示されております。

ローマ数字の3番目で、以上、熊本、鹿児

島両県における水俣病の特性を踏まえてまとめたものであるが、新潟においても、上記と同様の救済を求められるのであれば、これに政治として向かい合っていくことについて変わるものではないということで、新潟の方に配慮された記述がなされております。

以上がこの方向性についての別紙4の説明でございます。これで終わらせていただきます。

お手元の委員会資料の方に戻っていただきたいと思いますが、2の(2)でございますけれども、会議後の園田座長がまとめられました報告内容の主なものを御報告させていただきます。

最初のポツでございますが、現時点での方向性の案を出して、与党PTメンバーに了解をしてもらった。分社化については、与党PTで示された案を基礎に、熊本県の不安が払拭されるようにしたと。チッソの債務の支払いのために基金を設ける。基金をどこに置かはまだ調整が必要であるが、そのことについて熊本県からの懸念の表明があったので、少なくとも熊本県に置くことはない。分社化後の株売却は、3年程度を目安というのは、法律で3年と書くのではなく、一応の目安を示したものであるということで、これは先ほど委員長の御質問に対してそういうことで答えていただいております。それから、議員立法で進めると。今国会への法案提出期限が3月上旬となっておりますので、それに間に合わせたい。2つの法案を一括にするかどうかはまだ決めていないというものでございます。各被害者団体も含めた関係者と随時協議を進めると。それから、民主党とも被害者救済ということでは一致しているので、協議して何とか折り合えないかお願いをしたいという御報告がなされております。

○榎木野環境政策課長 引き続きまして、説明資料2ページをお願いいたします。

3でございますけれども、平成20年度のチッソ株式会社に対する支援措置についてでございます。

去る1月26日に、「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」幹事会が開催されまして、今年度のチッソ支援措置について確認が行われました。

その結果、前回までの幹事会では確認されていなかった年間の支援措置額について確認がなされまして、今年度の特別県債の発行総額を10億7,100万円とし、9月1日及び25日の特別県債発行を見合わせた分を、3月1日及び25日の特別県債発行分にそれぞれ上乗せして発行することが確認されました。

この件につきましては、県議会のチッソ支援の当初予算に係る附帯決議やチッソ支援の運用見直しに係る意見書を受けまして、チッソへの貸し付けのための特別県債の発行を見合わせておりました。しかし、チッソが救済策に前向きな姿勢を示したことや、チッソ支援連絡会議で算定ルールの見直しが行われたことで、1月のチッソ支援連絡会議、幹事会において、特別県債を発行することが確認されたものであります。

以上で報告終わります。

○谷崎水俣病保健課長 済みません、一番最後に書いておりますが、平成21年2月15日に開催の認定審査会の概要についてでございますが、最高裁判決以降の認定申請者のうち50人についての審査が行われました。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

○鎌田聡委員 いろいろ報道等でも状況については伝え聞いているところでありますけれ

ども、ちょっと今日わからない点が、その救済策と分社化の法案については、立法を一体的に行うというPTの会議の内容ということで記載されておりますが、後の座長報告では、一括するかどうかもまだ決めていないということです。この辺はどうなんですかね。

○谷崎水俣病保健課長 園田座長の方から報告ありましたけれども、一括してその法案をつくるべきだという意見はあったものの、一括してつくるかどうかについては、まだ決めていないという御報告はっております。

○鎌田聡委員 一括かどうかわからなくても、3月上旬の法案提出期限に向けては2つの法案を出していくということなんですか。

○谷崎水俣病保健課長 この方向性から見ますと、立法を一体的に行うということでございますので、2つの法案か1つかわかりませんが、法案を提出するような方向で運ばれるんだろうと思います。

○鎌田聡委員 これは前々からこの議論の中でも出してまいりましたけれども、やはり加害企業の救済と被害者救済、どちらが先かという、被害者救済があった後に加害企業に対して、支払いを含めて、その支援というのは後でついてくるものだというふうに思いますし、そういう意味では、同時にこの法案を扱っていくことについては、大変な地元というか、被害者からの反発もありますし、特に今後の救済策を、これは与党だけで決めてもなかなか厳しい状況があると思いますから、与野党協議に持っていく段階においても、非常に分社化と一緒にしているということになりますと、非常にそこに対しての反発もありますから、そこについてはぜひ、今後どう動いていくかわかりませんが、県とし

ては、まずは救済策、この議論だということ
で与党に対して申し上げていただきたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 今、鎌田委員の方
からお話がありましたけれども、今回の2つ
の法案考えたときに、救済のための立法化と
いうことについては、私どももそれが方針と
して示されたことは一歩前進であると思っ
ておりますが、分社化につきましては、前回
要綱骨子素案が示されまして、それに対する
当委員会でも懸念を示していただきましたし、
また、そういう要望をしていただきました
。知事としても、そういう要望をさせてい
ただいたところでございますので、そうい
った部分について、先ほどの方向性につ
きまして書いてありますように、関係県の
意見を聞いて、関係県の懸念を払拭する
ような方向で十分調整していきたいとい
うことはありましたので、そういう中
での県の意見を申し上げてまいりたい
ということで考えております。

○鎌田聡委員 それで、そういった意向
を申し上げていただきたいと思
いますし、先ほど委員長報告でもござ
いましたけれども、やっぱり3年とい
う期限を、期限じゃないでしょう
けれども、そういったことが出てまい
りますと、非常にやっぱり患者切り
捨てというふうなところにもつな
がっていく部分でもありますので、
その期限を明記するという
ことについては、これはしないよう
に、これもぜひ申し上げていただ
きたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○谷崎水俣病保健課長 鎌田委員の方
から今お話がありました3年というの
が、上の1の(4)のところ
で書いてあるのと、それから下
の方の株式売却の3年程度を
めどというところで書いてあり
ますが、今の委員のお話の
ところで、3年以内に完了する
というところで、

救済策のことでまず申し上げて
いただきたいと思
いますが、これは現在救済を求
められる方が非常に多数に上
っておられるということで、
そういうふうな方々、ここで
いきますと公的診断を
行いということになります
ので、そういうお一人お一人
を公的診断を行って判定を
し、それから給付等の決定を
行っていくのに期間を要する
ということで、できるだけ速
やかに進めたいというもの
の、遅くとも3年以内とい
う目標を決めて進めたい
ということで、そういう今
後のプログラムの方向性を
示されたものであるという
ふう
に認識しておりますので、
これについて明確に——
法律の中でどう示されて
くるかというの
はありますが、あくまでも
このペーパーの中では
そういう目標を定められた
ものだとい
うふう
に我々としては理解して
おります。

○鎌田聡委員 今後、国会の方
で、与党の方でどうこれが
具体的になっていくのかとい
うことは、大体この方向で
進んでいくのじゃないか
なと思
います、その救済策に
しても分社化にしても
ですね。ですから、
まずは患者救済とい
うことに重点を置いて
いただきたいので、
この救済策の中身につ
いても、いろいろと
これはまた異論も
あります。そこを
与野党がきちんと
協議をしていける
ような救済策に
仕上げていかないと、
できたは、これで
また救済が進まない
ということになる
といけませんので、
やはり先ほど申し
上げましたように、
まずは救済策とい
うことで議論を進
めていただくよう
に、国の方に要
望していただ
きたいと思
いますので、よろ
しくお願いいた
します。

○西岡勝成委員長 ほか、ありませんか。

○大西一史委員 昨年の委員会
でも、西岡委員長、前川副
委員長、私たち申し上げた
ことをきちんと要望を出
していただいて、本当に
忙しい中、ありがとう
ございましたと申し上

げたいと思いますが、ただ、委員会でも、前に申し上げたとおり、やはりこの分社化についてはずっと懸念が残っている。ところが、この分社化のことを持ち出さないと、チッソは全く救済策に応じようということがないということでこの分社化が出てきたわけであって、分社化ありきというような格好ではあくまでもこれはないんだということをしっかり私たちは常に認識しておかないと、何となくずるずるずるずる——要は、今の鎌田委員のお話じゃないけれども、患者救済よりも、むしろ分社化なり企業救済の意味が非常に強くなっているんじゃないかというふうに懸念する、要は、患者団体あるいは被害者の皆さんの声が非常に高まっているという状況ではないかなというふうに思います。

それで、やっぱり今回チッソの債務の支払いのための基金を設けるというふうなことが入ってまして、その基金をどこに置くかまだ調整中であるけれども、熊本県からの懸念の表明があったので、少なくとも熊本県に置くことはないというふうな話ですけれども、この辺も実際いろいろ報道はあっていますけれども、部長、出ておられて、どういうふうにこの辺の分社化も含めた一連のこの国の動きに対して、与党PTの動きあるいはチッソの動き等々に対してどういうふうな今懸念を持っておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○村田環境生活部長 当然、今御意見ございましたように、我々、議会の方とも同じ気持ちで、救済が一番だというのは、そのことをもって今まで訴えてきました。

与党PTの方でも、特に園田座長を中心に相当御苦勞いただく中で、こういう形のこと示されてきたわけですけれども、あくまでも、今、大西委員言われましたように、我々が求めてきたのは、一日も早い救済であるというところは常に押さえながらこの委員会も

来ていただいたものというふうにまず認識を持っております。

基金であります、私たちが申し上げてきた懸念の中にも、債務の引き受けを最後株売却をした後に熊本県において引き受けさせて、熊本県で支払いをやらせるという仕組みでありました。

1つは、そうなると、熊本県だけが、万々が一不足が生じた場合は、熊本県が最後まで背負ってしまわないといけないという危険性がもろにかぶってくるという不安感は当然出てまいります。

なおかつ、本来、今具体的には、特に患者支援センターというところで、チッソで本来行っている業務を、これは鹿児島県そのほか全国に散らばっている方を全部対象にしているわけですが、全国にいらっしゃる方々の事務を熊本県が引き受ける、いわゆる多数の県の事務を熊本県が引き受ける、本来チッソでやるべき仕事を行政が任されるということに対する不整合さというものを整理することが私自身もできませんでしたので、それは県民にあるいは議会に御納得いただける道はないんじゃないかということ強く訴えてまいりました。

そうなると、株売却後の仕組みとしては、チッソがそのまま持つか、あるいは国が受けるか、その途中に、国の出資に伴うところの例えば財団であるとか、そういうものが何らか構築されて基金がそこに寝かされるか、そういう形のものか幾つか想定されてくると思います。そういうものが検討されているということですが、まだそれは示されておりません。したがって、今後の中でまだそういう調整を見きわめていく必要があるわけですが、私が一番思いましたのは、幾つかそういう検討の選択肢がある中で、冒頭から、いわゆる株売却益の課税が免れるからということで、地方公共団体にどうぞという仕組みについては余り地元として乗るべき話ではない

ということを強く申し上げてきたところであり
ます。

それについては、先ほど座長の方からの言葉が紹介されておりましたが、熊本県に置く
ことはない、迷惑かけないということで再度整理があるということですので、それはまた御報告できると思いますが、それを見ながら、なおかつ、そういう補償の完遂、あるいは我々に対する債務の返済の完遂ができる仕組みなのかどうか、そういうものも見なければならぬのだからということ、まだまだ幾つかの私どもの懸念に対するものを、期間は短いですが、法案の中でどういうふうに出してくるか、それがまだちょっとははっきり言えない状況かと思えます。ですから、そういうのも見きわめながら物を申し上げていくんだろうなというふうに思っております。

○大西一史委員 今いろいろ懸念も含めて認識を部長の方から示していただきましたけれども、私も、いろいろこの一連の1カ月ちょっとの中の動きの中で、やっぱり動き出したなという感じはあるんですけども、しかし、本当にこれがきちんとした形で終息するんだろうかという非常に不安感をやっぱりまだ持ちながら見えています。

法案提出期限が3月上旬ということですが、もうあと10日しか今月ないわけで、今月中ぐらいにはそれは法案の大体の骨子ぐらいのものが出てこない、これは私たちとしても本当に大丈夫なのかなというふうに不安に思っています。

そしてまた、3年というふうな期限がずっと今ひとり歩きをしているようなところもありますけれども、できるだけ急いで解決しようということとはとても大事な意識だというふうに思いますが、急いでやることと、なおかつ丁寧にきちんとやるということとは一体にやらないといかぬと。

ところが、どうも国の環境事務次官の方も水俣病の地域指定解除の件のいろんな話を、報道なんかでも聞くところによると、されるところでありますけれども、この辺が出てくると、本当にもうさっさと幕引きをしておこうというふうなことが、チツソあるいは国が考えて、さっさとそういうふう置き去りにしてしまうというふうな不安があるということ、やっぱり患者団体、被害者の皆さん方が言うのも無理はないなというふうに思います。

ですから、今後の進める過程の中でぜひお願いしておきたいのは、やはりいろいろ今のこの分社化も含めて与党P Tの示された方針についても非常にまだ反発もいろいろ出ているようでありますから、やはり県としてきちんとその間に立って、被害者の患者団体の皆さん方ときちんと情報を共有して、それをやはり国の方あるいは与党P Tの方にしっかり伝えていくという役割を果たしていただきたいということです。

とにかくみんなが一つの目標に向かって一致しないと、今の状態ではまだまだ、解決はしたいけれども、皆さんの思いは全く違うというふうなところになっているかというふうに思っていますので、その辺は強くお願いしたいと思います。

ちょっと1つだけ、今申し上げた中で聞きたいのは、この地域指定解除の発言についてどういうふう感じておられるのか、ちょっと聞かせてください。

○村田環境生活部長 鎌田委員も先ほどおっしゃいましたけれども、トータル的に考えますと、この後、いわゆる裁判をやっておられる方の調整、それから与野党協議、これはやはり相当大きなウエートがあるだろうと思えますし、先ほど鎌田委員の御発言は、そういうことを踏まえた上での御発言だったというふうに思っております。

そういう中で、地域指定解除の話等々今御質問がございましたけれども、実はこの別紙4をごらんになっても、この中には指定解除の話は出てきておりません。唯一出たのは、ブリーフィングの場面で園田先生が御説明になったやに記憶しておりますが、園田先生の御意思を私が私の受けとめ方として話をさせていただきますと、2のところにあります救済の終了、認定審査の結了、訴訟の解決、そういった流れの中で、いわゆる結果的なこととして出てくる中で出てくる指定解除、要は、救済策も終わって、申請もなくなって、訴訟もなくなってという流れが基本的に必要なんだろうというふうに思います。そういう中で出てきた言葉である、流れの中で出てきた言葉であるというふうに受けとめております。

現に、ここの紙では出ておりませんので、そういう意味では、指定解除ということがこれだけ大きく報道中心に扱われることについては、ある意味では今後の交渉等々への影響を懸念いたしております。私は、園田先生はそういう意味で指定解除という言葉が使われただけだというふうに思っております。

それから、この2の規定を見てみますと、最終解決である旨を明らかにするということがありますが、これは通常一般的な法案の作成の仕方からいきますと、いわゆるプログラム規定と言われるものに相当するんだらうと思います。

プログラム規定というのは、国が法律の中で今後の方針や考え方を示すという性格のものでありまして、ここに規定されたことが、ある権利を発生させたり、ある決定をここでなすということにはならない性格の規定だろうと思います。したがって、ここである、例えばここで言う認定審査の結了というのが、認定審査終わりますというふうにそこに書かれたとしても、それは審査の作業があつている間は終わらない話でありまして、そういう

方向性の中でできるだけ早くしましようということはあるけれども、審査は終わらないわけで、そこに書かれた法律が、いや、あれに書いてあったから審査会は終わりますなんてことは決して言えないことではないかというふうに思っております。

そういう意味では、どういう法案で出てくるかは見きわめた上でまた考えていかなければならないと思いますが、一般的な話で言うと、プログラム規定という性格のものではないかというふうに2点目で思いました。

3点目は、指定解除ということが非常に大きく叫ばれるわけですが、法律的には公健法の第2条の中に指定のことが出ております。その第4項で、実は指定は法律ではなくて政令に定めることになっている。政令というのは内閣が決めることになりますので、その政令を改廃するということが必要になります。その改廃に当たっては、第2条第4項で、中央環境審議会、それから関係の都道府県知事、それから関係市町村長の意見を聞いて改廃をすると、あるいは立案をするというふうに定められております。

そういう経過を通らなければ、地域指定解除は進んでいかないのではないかというふうに思っておりますので、今私どもがやるべきことは、この指定解除ということよりは、救済策をいかに実現して、それをいかに完遂させるか、あるいは認定審査の運営をできるだけ図り、認定審査の作業を進めていく、あるいは訴訟について、園田先生は和解の方向に向かって交渉するとおっしゃっていますので、訴訟が基本的にはそういうまとめり方をするように、こういった3つの観点から全精力を挙げて取り組んでいくというのが今の状態だろうというふうに思っておりますので、この法律の中で、そういう方向性の中で出るのであれば、年数とかいろいろ出てまいりまされども、とりあえずはそういう状態を完遂に向けて一生懸命やると。一番私ども、遅

くとも3年以内にこの救済策をやり上げるとするのは、とてつもなく心配であります。というのは、一番心配するのは医師の確保でございます。判定をするための検診体制というのが今の医師の体制の中で果たしてうまく転がるかどうか。これは、当日出席いただきました兵谷副知事の方から、それから鹿児島県の副知事の方から、国の方でもそういう万全の体制をしいてもらおうようにという要請をしていただきました。

そういった意味で、報道等見ておりますと、この3年というのとあるいは指定解除というものあたりが混乱して、一緒くたぐりになって話がいっていることで、患者、被害者の皆様あるいは地元の皆様に大きな御心配をかけていることを、逆に私どもは大変心配しているという状態でございます。

ですから、るる考えて、例えば今の状態で指定解除なんかできるはずはないです、これは。はっきり私は断言します。そういう状況の中でやることは、やはり救済策をやること、認定審査を進めること、裁判をやっている方々と向き合うことと、この3点だろうというふうに思いますので、そういう方向で執行部としては頑張っていきたいというふうに思っております。

○西岡勝成委員長 ほかにありませんか。

○前川収副委員長 お2人からそれぞれ御意見がありまして、執行部の方からもお話があったんですけども、分社化のそもそも論は、私も基本的には同感でありまして、そもそも分社化というのが前提にあるべきではないというのは、もう当然我々、これまで委員会として一致してきた意見だというふうに思っています。ただし、いろんな状況の中で、そのことが前提にならないと患者救済ができないという、悔しいけれどもそういう状況になっていることも、これまた一方で受けとめざる

を得ない事実ということになってまいります。

そこで、これからいろんな県やそれから関係者との打ち合わせ等々をしながら法案化という形の作業になってくると思いますから、もちろんいろんな意見、この委員会の中で出てくる意見についての取りまとめ等々もしながら、きちんとお話をして、与党PTなり政府なりにお伝えしていかなきゃならないと思いますけれども、一番大きな懸念は、3月上旬までに法案化をして法案を出すということである以上、法案が出た後に、これは今のねじれ国会という前提から考えていくと、そんなことはよもやないとは思いますが、この法案そのものが政局の中にまみれてしまって、結果としていい結果が出ないということにつながることを非常に私自身は懸念を持っております。

ちゃんと民主党の皆さんにも極力相談しながらやるという園田先生のコメント、与党PT座長のコメントも出ておりますし、この熊本県における特別委員会の中でも、我々は基本的にいろんな意見書等々を出すときにも全会一致というような形での方向性を見出してきました。それから、鎌田先生のお世話になりながら、民主党側のこの水俣病問題の責任者である松野信夫参議のお話もお聞きさせていただき、そのとき感じたのは、大きくその患者救済ということで意識がずれているということではないということ、もちろん細かな部分の違いはありますけれども、大きな違いはないということを私も多分委員長も同じような感覚を持ったというふうに思っておりますけれども、ぜひこの法案の内容が我々やそれから地元の皆さん方に納得のいくものになるようにしていくことが1つと、同時に、ぜひ鎌田先生、これはやっぱり民主党は民主党としての考え方があると思いますけれども、患者救済という大前提の中で、同じ委員会と一緒に議論をしてきて、これが国会に行った

らいきなり政局になってしまつてということにならないように、もちろん我々もそこはきちつと踏まえながらやっていかなきゃいかぬというふうに思っていますけれども、その点については、熊本県の民主党の代表たる鎌田先生、この委員会の中にいらっしゃるわけにありますから、お互い歩調を合わせて目的に向かって進んでいくというような形を、ぜひお力添えいただき、つくっていただければというふうに思っています。もちろん法案になってないんで、これから積み上げの過程がその民主党の対応の内容にもかかわってくるというふうには思いますけれども、最大限の努力をしながらやらないと、3月上旬に法案が出されたが、結局今国会で通らないということになってしまうと、また新たな混乱がずっと続いていくということになりかねませんので、これはもうお願いでございますけれども、鎌田先生、よろしく申し上げます。

○鎌田聡委員 もちろん患者救済というのが大前提であつて、そのためにどうやっていくのかということで、この出された救済策の中身については、これは民主党として異論はありますので、そこは早くその溝を埋めていただくためには、先ほど申しあげましたように、まずこの分社化とのセットでの議論というのは、これはできづらいというところですね。そこを切り離して、まずは救済策を、お互いに溝を埋めていって、そして一日も早く全面救済に向けて取り組めるようにやっていかなければならないと思いますから、そこはそこでまた与党PTの方にそういったふうな配慮もぜひお願いしたいと思います。うちはうちとして、やっぱりその救済策がいかにあるべきかというところで議論を、与党と話し合いの中でできるだけ協議をして進めていきたいというふうに思っていますので、そちらもよろしくお願ひいたします。

○前川収副委員長 与党と話し合うということで、ぜひお願いしておきます。

○西岡勝成委員長 そのほかありませんか。
ないようでしたら、1つ私も、先ほど鎌田委員、大西委員、また前川副委員長からもお話がありました。我々はいかに救済を求めておられる方々を救うかということで今日までやってまいりましたし、分社化の議論とこれをはがっちゃにしちやいかぬということでやってまいりました。

私は、一時、2つの法案が出るだろうということよかつたなと思つたんですけれども、1つになるかもしれぬというふうな、まだはつきりしませんけれども、そのようなことも言われておまして、そういうことを含めて我々も与党PTの方に県議会の意向を伝えながら、ここにも、先ほど別紙4にも書いてありましたように「具体化するため法案の立案作業を進め、関係県・関係省庁と調整する。」ということを書いてありますので、その都度都度、折々にまた皆様方にお集まりをいただいて、御審議をいただくことになろうかと思ひます。また臨時にお集まりいただくこともあろうかと思ひますけれども、委員の先生方にはよろしくお願ひをいたしておきたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

お疲れでございました。

午後2時14分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長

